

姫路市地域公共交通会議規則の一部改正について

1 趣旨

自然災害や感染症のまん延等、やむを得ない事情により会議を開催することが困難なとき又はこの交通会議において議決した事項の履行等に関する軽微な変更事項等については、交通会議の招集は行わず、書面による議決に代えることができるようにしようとするもの。

2 規則改正の概要

現行	改正（案）
（会議） 第 6 条 （略） 2 ～ 4 （略）	（会議） 第 6 条 （略） 2 ～ 4 （略） 5 <u>前各項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、交通会議の招集は行わず、書面による議決に代えることができる。この場合において、会長は、決定事項を書面により速やかに委員に報告しなければならない。</u>

3 スケジュール

承認後、速やかに改正手続きを行う。